# 公益財団法人三菱 UFJ 国際財団 2017 年度公募助成金募集要領

### 1) 公募助成の目的

国際交流の推進を通じて、国際的視野を備えた人材を養成し、わが国とアジア諸国を初め世界各国との相互理解促進に寄与することを目的とします。

## 2) 助成対象となる交流事業

日本にある国際交流活動を実施するグループに対して、海外のカウンターパーティとなるグループとの間で行われる交流活動に関して助成を行います。交流事業は、日本の団体と海外の団体の直接的会合を含むことを原則とします。

尚、日本在住外国人のグループが交流活動のカウンターパーティである場合は、個別にご相談ください。

交流事業は以下の目的を持つことが必要です。

- 〇 日本・或いは相手諸国の文化・民俗・国際的課題等について、相互理解を図 る内容であること。
- 或いは、ある研究分野について、日本・海外の団体が協働し、学術等の発展 と相互理解の進展が図られる内容であること。
- その活動を通じて、異なる価値観の受容や国際的視野が広がるといった参加 者の成長・人材としての向上や、研究分野の水準向上が図られること。

#### 3)交流事業の参加者

交流事業参加者に関して、年齢層として、大学生~30 歳台の青年層が交流 主体であることが原則です。また、人数規模として、日本・海外夫々に数名~ 50 人程度の規模の参加者が集まることが必要です。

#### 4) 交流事業の期間・時期

交流事業の核となる直接的会合については、極短期間で終るものではなく、 交流期間が 1~2 週間あり、その前後に充分な事前準備や事後の継続的フォローを有する内容であることが必要です。

#### 5)交流事業実施時期

2017年7月以降2018年6月までに、事業の核となる海外への渡航、或いは海外から招聘、それに伴う会合等が実施される事業が対象です。

#### 6) 助成金額

○ 一般団体 : NPO 法人等で交流事業を社会人が企画・実施する団体

助成額は最大 100 万円です。総合的に判断の上、段階的に助成金額を決めますので、100 万円未満となることがあります。申請額上限は 100 万円です。

3回まで継続して同一事業への助成を受けることが可能です。3回目の助成が行われた場合、その翌年から3年間は、同一事業に対する応募はできません。

○ 学生団体 : 交流事業の企画・運営すべてを学生だけで実施する団体

助成額は最大 50 万円です。総合的に判断の上、段階的に助成金額を決めますので、50 万円未満となることがあります。申請額上限は 50 万円です。

学生団体については、人的世代交代が毎年行われることを勘案し、応募休止 期間は設定せず、連続して応募することが可能です。

#### 7) 助成金の使途

助成の対象となる費目は以下の通りです。適否不明の場合はご相談下さい。

- 旅費(国外·国内旅費)
- 会議費(会場や諸設備借用の費用)
- O 印刷・製本費
- 〇 通信費
- 雑費 (資料購入費用、消耗品等の諸払資金、その他上記以外の費用)

#### 8) 申請方法

申請は日本側の団体が行ってください。海外所在の団体から申請を受理しません。

### 9)助成採否について

諸要件が本要項に合致していても、必ず助成するということではありません。 また、諸要件が上記から外れる場合でも、当財団にて検討の上、応募を可とす る場合があります。応募を受け付けた案件の助成採否は、総合的に審査した上 で決定します。

#### 10)助成決定後の要対応事項

下記の事項を助成の条件として厳守してください。対応が不十分な場合は、 次年度以降の審査に影響する可能性がありますので、注意してください。

### 〇 事業見学

事業(日本開催の場合)・事業報告会について、当財団役職員が定期的に拝見する方針としています。

従って、助成を受けるにあたっては、助成先団体から当財団へ、事業見学・報告会見学に関する情報を連絡し、見学に協力することを要件とします。

#### 〇 助成金支給に関する手続きの励行

助成金支給時の領収証作成(\*1)、事業終了後の事業内容報告書・収支報告書の作成・提出等(\*2)が必要です。当財団からの通知・連絡等を必ず守ってください。

- (\*1) 入金直後
- (\*2) 事業の核となる渡航・招聘が終了後2か月以内を目途に提出

## 11)助成対象とならない事業

下記事業は、国際交流を目的としている場合でも、助成対象とはなりません。

- 個人単位の事業、参加者数が著しく少ない事業。公益性に欠けることから、 助成は行いません。日本・海外夫々に数名~50 人程度の規模の参加者が集ま ることが必要です。
- 芸術・芸能・スポーツ等を通じた活動の内、技量向上が主目的となっている場合や、営利収入がある事業
- 建物・記念碑の建設・維持
- 〇 社会福祉活動

- 〇 地方自治体等が直接実施する海外交流事業
- その他当財団が不適当と認める事業

### 12) 申請書式の公布・申請書提出

助申請書式入手をご希望の場合、電話・電子メールにより当財団までご連絡ください。特に初めて応募する団体とは、当財団事務局が面談をさせていただいた後に公布致しますので、ご了解ください。

申請書式とともに提出が必要な添付資料については、「申請書記入・提出上の注意事項」をご覧ください。

尚、WEBからの申請書式ダウンロードはできませんのでご了承ください。

### 〈ご照会先〉

公益財団法人 三菱 UFJ 国際財団 事務局(担当:岡花)

電子メール: tokyo\_honbu@mitsubishi-ufj-foundation.jp

電話番号 : 03 5730 0336

### 13)申請書提出

申請書は、郵便或いは宅配便等により、紙面でのご提出をお願いします。持 参・電子メールでの提出はできません。また WEB からのアップロードはできま せん。

<郵送先> 〒105-0014 東京都港区芝2-4-3 公益財団法人 三菱 UFJ 国際財団 宛て

#### **くスケジュール>**

事前相談・申請書式公布 : 2016 年 11 月 14 日 (月) より

申請書受付開始 : 2016 年 12 月 1 日 (木) 申請書式公布締切 : 2017 年 1 月 20 日 (金)

申請書受付締切 : 2017年1月31日(火)(消印有効)

<u>申請書はコピーを保管し、記載内容が確認できるようにお願いします。</u>(後日、手続き上必要になることがあります。)

申請書提出後の事業内容・収支計画の変更は、納得性のある場合を除き認められません。また、事業内容・収支計画に変更がある場合は、当財団事務局へ必ずご連絡ください。

助成金を使用しなかった場合や計画していた事業の実施が不可能になった場合、助成金の一部または全部を返還していただくことがあります。また、助成金の支給を不適当と判断した場合は助成金の支給を取り止め、または事後であっても既に支給した助成金を返還していただくことがあります。

# 14) 審査結果の通知

助成採否は、2017年5月開催予定の理事会で決定されます。結果は、申請者(申請書上の代表者或いは連絡担当者)にのみお知らせします。

採用となった事業については公表しますが、不採用となった個々の申請に関 しては公表いたしません。

また、不採用とした申請の不採用とした理由等審査内容についてはお答えできません。

#### 15)個人情報の取扱いについて

個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な範囲内で利用します。法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。助成が決定した場合、助成対象団体名、助成対象事業を財団の HP 上で公表しますのでご承知ください。

取扱いに関する同意については、申請書式に添付の「個人情報の取り扱いについて」をお読みいただいた上で、申請書式上の同意欄にチェックを記入してください。

以上